

平成 26 年度シマフクロウ保護増殖事業実施結果

平成 27 年 3 月
環境省北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

1. 給餌

- 管内 10 箇所においてヤマメ・ニジマス計 3200kg を給餌（見込み）。
- 十勝総合振興局管内 1 箇所を除き、採餌を確認。

2. 巣箱設置等

- 架け替え 9 箇所、補修 3 箇所を実施。
※新規設置無し（富良野地域農業開発事業所において 2 箇所新規設置）
- テン等侵入防止のためのアタッチメント 14 箇所、鉄板 4 箇所設置。
- 現在の巣箱設置数は計 171 個（うち 46 箇所において繁殖実績有り）。

3. 標識調査等

- 23 地点において、過去最多の 28 羽のヒナに足環を装着。
- キツネによる咬傷と考えられるヒナの収容 1 羽、ヒナの死体回収 1 羽、卵の回収 2 個（別地点）。
- 標識個体 28 羽、収容個体 1 羽及びWLCにおける孵化個体 1 羽の血液分析による雌雄判定結果は、♂16 羽、♀14 羽。

4. 傷病個体の収容

- 上述の標識調査時におけるヒナ 2 羽（生体及び死体）の収容の他、幼鳥 2 羽を死体収容（衰弱及び交通事故）。
- うち交通事故発生地点については、平成 22 年にも付近で幼鳥の交通事故が確認されており、道路管理者において路面对策を検討中。

5. WLC における治療・リハビリ等

- WLC のつがいからの孵化 1 羽、傷病収容 1 羽。
- つがい形成を目的とした放鳥 1 羽、収容地への野生復帰 1 羽、釧路市動物園への移管 1 羽。
- 現在 7 羽を飼育中（うちリハビリ中 4 羽、リハビリ待ち 1 羽、釧路市動物園への移管予定 1 羽、放鳥不可 1 羽）

6. 環境整備に係る取組み

①シマフクロウ生息地拡大に向けた環境整備計画に係る連絡会議

- 関係行政機関（北海道地方環境事務所、北海道森林管理局、北海道開発局及び北海道）及び学識者（幸丸委員、藤巻委員）による連絡会議を 5 月 15 日に札幌市にて開催。

- ・各機関のシマフクロウ生息地拡大に向けた環境整備計画に係る取組について情報共有。

②シマフクロウ餌資源量調査

- ・阿寒湖周辺地域及び比較対象として根室振興局管内の水系において魚類調査を実施。
- ・阿寒湖流入河川は魚類資源量が極めて高く、阿寒湖下流側の阿寒川水系は比較的魚類資源が少ない結果となった。
- ・白水川の合流近くの治山ダムの改良と下流の発電取水ダムの改良により、上流部への魚類の回遊促進が期待された。

7. 放鳥

①放鳥後のモニタリング（上川総合振興局管内）

- ・平成 23 年度に放鳥し、つがい化した個体より平成 25 年に孵化した幼鳥 2 羽にアルゴスGPSロガーを装着し、分散行動を追跡。
- ・平成 26 年 3 月末からGPSデータの受信ができなくなり、行動追跡できない状況が続いている。

②つがい形成を目的とした放鳥（十勝総合振興局管内）

- ・10月16日、オス個体の生息地にメス個体を放鳥。
- ・その後、両個体に装着したGPSロガーよりつがいででの行動を確認。
- ・1月以降はGPSデータが受信できなくなったが、鳴き交わしは確認されており、今後の繁殖が期待される。

③収容地への野生復帰（釧路総合振興局管内）

- ・12月12日、平成22年に傷病救護された雄個体1羽を救護地点付近にて野生復帰。
- ・その後、装着したGPSロガーより付近の養魚場を中心に行動していることを確認。

8. 普及啓発

- ・くしろエコ・フェア、釧路湿原野生生物保護センターの展示・バックヤードツアーの開催等による普及啓発。
- ・生息地における取材対応（標識調査の取材公開2箇所、放鳥事業の取材公開1箇所、NHKアーカイブスからの依頼による取材1箇所）。
- ・野生復帰困難個体（通称ちび）による普及啓発活動の実施8件。

平成 27 年度シマフクロウ保護増殖事業実施計画（環境省）

1. 継続事業

(1) 給餌

- ・管内 10 箇所においてヤマメ・ニジマス計 3000kg を給餌（十勝総合振興局管内 1 地点における給餌量を削減）。
- ・ほか日高振興局管内 1 地点にて新たに給餌を開始予定。

(2) 巣箱設置等

- ・既存の巣箱の架け替え、補修を中心に対応（架け替え又は新規設置巣箱については CCD カメラの設置を検討）。
- ・テン等対策が必要な箇所についてはアタッチメント・鉄板を適宜設置。

(3) 標識調査等

- ・モニタリング事業として調査を継続。
- ・これまでの調査データを整理し、必要なデータの過不足を精査。

(4) 傷病個体の収容

- ・傷病個体を収容し、収容原因を解明するとともに、人為的な要因に対しては必要に応じて事故原因の除去について事業者にも協力を求める。

(5) WLC における治療・リハビリ等

- ・放鳥の見込みがある 5 羽については放鳥に向けてリハビリ。
- ・1 羽については飼育下繁殖に向け釧路市動物園へ移管。
- ・野生復帰困難個体（通称ちび）については普及啓発に活用。
- ・新規収容個体は野生復帰を基本とし、不可個体は動物園への移管を検討。

(6) 放鳥

- ・WLC においてリハビリ中の 4 個体より、1 箇所以上の放鳥を実施。
- ・放鳥に当たってはより簡易な手法を検討する。

(7) 普及啓発

- ・くしろエコ・フェア、WLC の展示、生息地における取材対応、野生復帰困難個体（通称ちび）の活用等による普及啓発を実施。

2. 新規事業

「シマフクロウ生息地拡大に向けた環境整備計画」に基づき環境整備対象地の選択及び環境整備を重点的に進めるため、事業官庁による公共事業等を実施する上で必要となる環境整備の取組の全体目標と優先順位について検討を行う。